

加古川市地域福祉計画策定委員会	
第1回(R8.7.2)	資料3

加古川市地域福祉計画策定委員会傍聴基準

(目的)

第1条 この基準は、加古川市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の傍聴)

第2条 傍聴人は、市内に在住する者（以下「一般者」という。）とし、定員は委員会の開催場所等を勘案して、概ね10名を目安に委員長がこれを定める。ただし、加古川記者クラブ名簿に登載された報道関係者（以下「報道関係者」という。）はこの限りではない。

(傍聴の手続き)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会開会予定時刻の30分前までに、傍聴申請書に必要事項を記入の上申請しなければならない。

2 傍聴希望者が前条の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般者用及び報道関係者用とする。

(傍聴席以外の立入禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることを認めない。

(傍聴のために入場することができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴のために入場することができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれのある者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等により委員会の議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員長が議事進行上の支障になると認める者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、会場において撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た報道関係者はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、委員会を公開しない決定があったときは、速やかに退場するものとする。

(事務局の指示)

第10条 傍聴人は、事務局の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人が、この基準に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 委員長は、前項の規定により退場させられた者を、第2条及び第3条の規定にかかわらず、傍聴人としなないことができる。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この基準は、平成27年7月16日から施行する。